

議案第 5 5 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例

三田市介護保険条例（平成12年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「25,290円」を「20,230円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「25,290円」を「20,230円」に、「37,940円」を「33,720円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「25,290円」を「20,230円」に、「48,900円」を「47,210円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（保険料率に関する経過措置）

2 この条例による改正後の三田市介護保険条例第7条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和元年度分までの保険料率については、なお従前の例による。